

Topic1

～所得税・個人住民税の定額減税～

2024年分の所得税・2024年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円が控除されます。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下(給与所得の場合は、収入金額2,000万円以下)である場合に限られます。

【留意点】

- ・2024年6月分の給与支給額から特別控除が実施されるため会社等の源泉徴収義務者の対応が必要となります。
- ・株式・不動産の譲渡所得、退職所得など臨時的な所得があったことにより合計所得金額が1,805万円を超える場合には特別控除の額は控除されません。
- ・給与所得・年金所得・事業所得など所得の種類によって控除の仕方が異なります。

Topic2

～子育て世代等に対する住宅ローン控除の拡充～

子育て世帯の安全・快適な住宅の確保のニーズや、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえた税制上の措置が講じられます。

【改正内容】

1.借入限度額の特例

子育て特例対象個人(注1)が、認定住宅等の新築等(注2)をして、令和6年中の入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額は2022・2023年入居の場合の水準が維持されます。

認定住宅(注3)⇒5,000万円 ZEH水準省エネ住宅⇒4,500万円 省エネ基準適合住宅⇒4,000万円

注1 夫婦のいずれかが40歳未満の者または19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

注2 認定住宅等の新築、認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等の取得をいいます。

「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいいます。

注3 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

2.特例住宅用家屋の新築等

合計所得金額が1,000万円以下の者が、小規模(床面積が40㎡以上50㎡未満)のもの(特例居住用屋)の新築等をした場合には、居住用家屋の新築等をした時の住宅ローン控除と同じ取扱いがされますが、当該特例は2024年12月31日までに建築確認を受けたものに期限を延長されます。

Topic3

～扶養控除等の見直し(2025年税制改正で決定見込)～

児童手当の支給が、2024年10月より高校生の年代(16～18歳)に拡大されることに伴い、16歳以上の扶養親族がいる場合に適用される扶養控除を縮小することにより、15歳以下の扶養親族がいる方々との税制上のバランスを調整します。

【内容】 現行:所得税38万円・住民税33万円 改正後:所得税25万円・住民税12万円

【適用時期】 所得税:2026年以降分より適用予定 住民税:2027年度以降分より適用予定

Topic4

～生命保険料控除の拡充(2025年税制改正で決定見込)～

子育て世帯は、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクに対する備えとして、生命保険を契約するケースが多いため、子育て支援税制の一環として、23歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の拡充が行われます。

【改正内容】

新生命保険料(一時払生命保険を除く)に係る一般生命保険料控除限度額

現行:4万円 改正後:6万円(一般・介護医療・個人年金の合計適用限度額については現行12万円を維持)

Topic5

～適格ストックオプション税制に係る優遇措置拡大～

1. 保管委託要件の緩和

これまでは権利行使した株式を証券会社等と契約し、保管委託しなければなりませんでした。下記の要件を満たすことにより自社での保管が認められることとなります。

- ①権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること
- ②ストックオプションを発行した会社で当該株式が保管されること

2. 権利行使限度額の拡大

1年間当たりの権利行使価格の限度額が一律1,200万円から以下のように拡大されます。

- ①設立5年未満 …上場:2,400万円 非上場:2,400万円
- ②設立5年以上20年未満 …上場後5年未満:3,600万円 非上場:3,600万円

3. 付与対象者の見直し

主務大臣によって認められた事業計画書に従って協力する社外高度人材に対して付与する税制適格ストック・オプションにつき要件が緩和され、対象者が拡大されます。主に実務経験の要件が廃止され、教授等の特定の有識者等も、社外高度人材として対象とされることとなります。

Topic6

～公益信託制度改革等に伴う所要の措置～

【改正内容】

1. 公益信託の信託財産につき生ずる所得について所得税を課しません。
2. 公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄付金について特定公益増進法人に対する寄付金とするのと同様に、寄付金控除の対象とします。
3. 公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合には、その時にその委託者からその受託者に対して贈与等により移転が行われたものとしてその委託者に対してみなし譲渡課税を適用することとします。
4. 公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税措置について一定の措置を講じます。

【適用時期】

2024年の通常国会に提出、2026年度から新しい公益信託制度が施行予定です。

【今後の影響】

新たな公益信託制度の創設により、公益法人と同等の税制上の措置が講じられ、公益信託制度の活用の拡大が見込まれます。

Topic7 ~資産課税 その他延長等~

1. 土地に係る固定資産税、都市計画税について、現行の負担軽減措置等について2026年度まで3年間適用期限を延長します。
2. 新築住宅及び、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2026年3月31日まで2年間延長します。
3. 直系尊属から受けた住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について2026年12月31日まで3年間延長します。(相続時精算課税制度の特例措置についても同様です)
4. 3に係る住宅について、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件が厳しくなります。(当該家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上(現行:断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上)。)
5. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2026年3月31日まで2年間延長します。(特例措置自体の適用期限は2027年12月31日に変更なし)
6. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2026年3月31日まで2年間延長します(特例措置自体の適用期限は2028年12月31日に変更なし)。

Topic8 ~交際費等の損金不算入制度の延長・拡充~

中小企業と大企業の間取引の維持・拡大、コロナ禍でダメージを受けた飲食産業の活性化をねらった、改正が行われます。

【改正内容】

1. 一人当たりの飲食費の金額の引き上げ

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を、一人当たり5,000円以下から**1万円以下に引き上げられます**(2024年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます)。

2. 特例の適用期限の延長

接待飲食費に係る損金不算入額の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が**3年間延長**されます。

【留意点】

1. 現行の規定により、接待飲食費の額を一人当たり5,000円以下としている企業が多く存在することから、社内規定等の改定が必要となる場合があります。
2. 3月決算法人以外の法人については、2024年4月1日の属する事業年度中は改正前と改正後の基準が混在することとなります。
3. インボイス制度の要件に該当しない飲食費の場合には、控除対象外消費税を上乗せした金額で単価判定が必要となります。

Topic9

～外形標準課税における対象法人の見直し～

外形標準課税制度の適用対象法人の範囲について、現行の基準(資本金の額が1億円超の法人)を維持したうえで、範囲が拡大されます。

【減資法人の改正内容】 現行基準に加え、以下のとおり、追加基準が設けられます。

1. 前事業年度に外形標準課税対象法人であって、当該事業年度に**資本金1億円以下で、資本金及び資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの**は、外形標準課税対象となります。
2. 施行日(2025年4月1日)以後、最初に開始する事業年度について、1にかかわらず、以下①②の事業年度に外形標準課税対象法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に**資本金1億円以下で、資本金及び資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの**は、外形標準対象法人となります。

① 公布日を含む事業年度の前事業年度

② 公布日の前日に資本金が1億円以下の場合は、公布日以後最初に終了する事業年度

3. 適用時期 2025年4月1日以後に開始する事業年度

【100%子法人等の改正内容】

1. **資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人**(非課税又は所得割のみで課税される法人等を除く)又は相互会社等(これらの法人を「特定法人」という)の**100%子法人等のうち、事業年度末の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるもの**は、外形標準課税対象となります。
2. 新たに本税制の対象となる子法人等についての軽減処置
 - ① 2026年4月1日～2027年3月31日の開始事業年度
従来の課税方式で計算した税額を超える額の3分の2の減額
 - ② 2027年4月1日～2028年3月31日の開始事業年度
従来の課税方式で計算した税額を超える額の3分の1の減額
3. 適用時期 2026年4月1日以後に開始する事業年度

Topic10

～高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し～

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置(注)の対象に、**その課税期間において取得した金又は白金の金地金等の額の合計額が200万円以上である場合**が追加されます。

【適用時期】

2024年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用されます。

【今後の影響】

1. 高額特定資産に該当しないように、金地金等の1取引単位の金額を1,000万円未満となるように調整し事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置を回避することができなくなります。
2. 適用対象となる金地金等は棚卸資産に該当する場合と考えられますが、投資目的で購入する場合も本改正の対象となるか否かが大綱上は明確にされていません。

(注) 高額特定資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間、消費税の原則課税が強制され、免税事業者・簡易課税適用が出来なくなります。

Topic11

～賃上げ促進税制～

中堅企業(従業員数2,000人以下)の新設

- ◆青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるものに対する賃上げ促進税制(中堅企業向け)が新設されます。
- ◆当該税制の適用要件、控除限度額については大企業と同様ですが、控除率(給与等の増加割合、上乗せ措置)及びマルチステークホルダー方針の要件については異なることとなります。
- ◆上記の改正は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

改正前		改正後		
資本金	判定	資本金	従業員数	判定
1億円超	大企業	1億円超	2,000人超	大企業
			2,000人以下	中堅企業(注1)
1億円以下	中小企業(注2)	1億円以下	-	中小企業(注2)

(注1)従業員数2,000人以下の法人のうち、その法人と支配関係がある法人とあわせて、常時使用する従業員数の合計数が10,000人を超える法人は中堅企業から除外され、大企業と判定されます。
(注2)適用除外事業者を除きます。

上乗せ加算の増加と控除限度超過額の繰越し(中小企業向け)

- ◆上乗せ措置が見直され、最大の税額控除率が40%から45%へ拡大されます。
- ◆当期の税額から控除できなかった額は、5年間の繰越しができることとなります。
- ◆上記の改正は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

【適用要件及び控除税率】

	給与等の増加割合	基本控除率	教育訓練費増加割合10%以上(注1)	女性活躍子育て支援	合計控除率	
大企業 資本金1億円超 従業員2千人超	3%以上	10%	5%加算	5%加算(注3)	20%	最大 35%
	4%以上	15%			25%	
	5%以上	20%			30%	
	7%以上	25%			35%	
中堅企業	3%以上	10%	5%加算	5%加算(注4)	20%	最大 35%
	4%以上	25%			35%	

(注1,2)併せて適用要件として教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上

(注3)大企業の子育て支援・女性活躍はプラチナくるみんorプラチナえるぼし

(注4)中堅企業の子育て支援・女性活躍はプラチナくるみんorえるぼし3段階目以上

	給与等の増加割合	基本控除率	教育訓練費増加割合5%以上(注2)	女性活躍子育て支援	合計控除率	
中小企業	1.5%賃上げ	15%	10%加算	5%加算(注5)	30%	最大 45%
	2.5%賃上げ	30%			45%	

(注5)中小企業の子育て支援・女性活躍はくるみんorえるぼし2段階目以上